外国人労働者政策と子どもの教育機会―韓国における現状と課題

Unequal Educational Rights of Migrant Worker's Children in Korea 崔佳英(東京大学大学院)Choi GaYoung(University of Tokyo) キーワード: 外国人労働者政策、教育機会、学習権

1.目的と課題

本報告の目的は、韓国における非熟練外国人労働者の子どものうち最も割合が高いと報告されている在韓モンゴル籍¹の子どもの教育達成を分析し、外国人労働者政策と子どもの教育機会の関係について論じることである。

1980年代前半まで、主に労働力の輸出国だった韓国は、1970年代と80年代に続いた経済成長による労動力の不足と賃金上昇によって、1980年代後半から出稼ぎにくる外国人労動者が増加し、労働力輸入国へと変わった。1987年に6,409人であったその数は、2004年には約40万人になった。未登録外国人労働者の急増と労働力不足の深刻化を解決するため「産業技術研修制度(1992)」を導入するが、非正規滞在者の減少には至らず人権侵害など「不法滞在者」問題がより深刻化する現象が起き、韓国政府は2004年8月から単純技能職の外国人労働者が3年間「労働者」として合法的に就労できる「雇用許可制度」を実施している。雇用許可制度により入国した合法的外国人労働者であっても、定住化を防ぐ措置として単身赴任を原則とし在留資格を発給しており、その子どもの大多数は滞在資格をもっていないが、外国人労働者の子どもの増加に伴って浮上した外国籍児童・生徒の教育問題に対し、韓国政府は1991年に批准した「子どもの権利条約」に基づき外国籍子どもの教育を受ける権利保障のため2001年と2003年に教育法施行令(第19条1項)を改正し、非正規滞在の子どもが当該地域の居住事実証明書を学校に提出することで外国籍児童・生徒が国内の学校に入学・編入できるようにした。

しかし、教育科学技術部の調査によるとかれらの就学現状は、2005年度の学齢期の外国籍人口(7歳から18歳)17,287人の内、外国人学校の在籍者7,800人と韓国の学校に通っている1,574人を除くと約8,000人の学齢期の子どもが学校に通っていないと推算され、全体の学齢期の外国籍児童・生徒数の50%を超える子どもが学校という「場」の外にいると報告されており、不就学の状態にあるといわれている。さらに、外国人労働者の子どもの就学者の数は2006年と2007年にさらに減少しており、韓国における外国籍の子どもの教育問題に関する報告によると、外国籍の子どものうち不就学の状態であるのは、主に非熟練外国人労働者の子どもであると報告されている(韓国教育開発院[2005])。なぜ、教育法施行令の改正により(滞在資格を問わず)外国籍の子どもの入学・編入が可能となり、教育支援

¹ 教育科学技術部の2003年のデータをみてみると、学校の在学する「非正規滞在」の児童・生徒うち、モンゴルの子どもが占める割合は全体外国人労働者の子どもの78%と非常に高いと報告されている。モンゴル出身の外国人労働者は全体在韓登録外国人労働者の2%、不法就労の4%の29,230人であるのに対し、その子どもの割合は78%がモンゴル出身である。続いては、中国、パキスタン、バングラデッシュの順と報告されている。

施策が立てられているにも関わらず学校に通っていない子どもは存在しているのか?かれらは、韓国でどのような状況におかれ、どのような影響の下にあるのか?韓国の外国人労働者政策はかれらの教育達成にどのような影響を与えているのかについて実証的に分析することを課題とする。

2.方法

本報告では、2009年7月に行ったモンゴル人の外国人学校であるM学校に在学している1年生から9年生(全学年)の全児童・生徒73人の保護者を対象にアンケート調査(有効回答数60人)と、M学校の教員3人と生徒5人へのインタビュー調査のデータと、モンゴル籍の子どもの支援施設であるH団体に所属する55人子どもを対象として行ったアンケート調査(有効回答数50人)と、9人へのインタビュー調査のデータを中心に分析を進める。

外国人労働者政策による子どもの滞在資格と教育機会の関係を明らかにするために、第 1に、滞在資格を説明変数とし、滞在資格を持っていないモンゴル籍児童・生徒の現状を、 滞在資格のあるモンゴル籍児童・生徒の現状と比較することで、滞在資格による教育現状 の差異を分析する。第2には、滞在資格のない子どもの語りに注目し、滞在資格を持たな いことによって外国籍の児童・生徒が個々の教育経験でどのような状況におかれているの か、またそれは教育達成にどのような影響を及ぼしているのかを分析し、韓国の外国人労 働者政策が個々のアクターの選択にどう帰結するのかについて検討する。

3.結果と考察

本研究を通じ、学校で教育を受ける権利である「学習権」は、「滞在資格(すなわち外国人登録制度上の地位)」、「定住権」の2つと複雑に関連していることがわかった。韓国では、外国人労働者の子どもの滞在資格は認められないが、それとは関わりなく教育機会は提供するという方針がとられている。しかし、かれらの不就学は、韓国では子どもの法的地位(滞在資格を付与されないこと)から進学の可能性が閉ざされることに起因すると言える。このために、子どものライフコースにおいて教育経験が学歴として組み込まれず、未来への不安が生じ、これが子どもの教育アスピレーションを冷却させ、就学への動機付けを失わせる。その結果、高い中退率や低い教育達成が帰結するのである。滞在資格は、学習権保障の対象の範囲を決定し進学の可能性を左右することで教育達成の媒介変数としての子どもの教育アスピレーションに影響を与え、子どもの教育機会と密接に関係していることが明らかになった。

さらにこれに加え、本調査より得られたデータである、子どもの移住先韓国での進学希望の度合いと滞在の希望を分析することで、非熟練外国人労働者の定住化を防ぐ措置としての、「学習権」=「滞在資格」=「定住化」という捉え方への考察を行いたい。

参考文献

宮島喬・太田晴雄(編) 2005 『外国人の子どもと日本の教育:不就学問題と多文化共生の課題』 東京大学出版会.

韓国教育開発院 Kim, Jeong Won他 2005 『外国人労働者子女の教育福祉実態分析研究』 韓国教育開発院研究報告書 RR2005 - 5.